

知ろうで



じんけん

パート1

同和問題
子ども
ハンセン病

高松市教育委員会

同和問題

同和問題に正しい理解と認識を

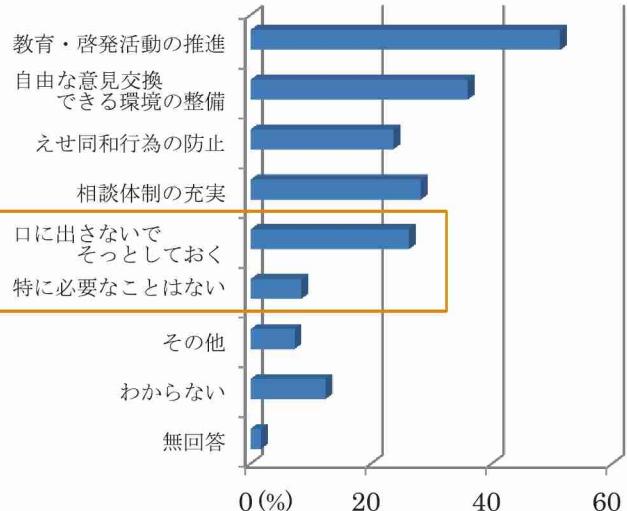
私たちは、誰であろうと生まれてくるときに、家や親、場所を選ぶことはできません。同和問題とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活のうえで差別をうけたりするという重大な社会問題です。

同和問題は

人権に関する市民意識調査結果報告書(2012(平成24)年8月調査高松市)では同和問題の解決のために必要なこととして「同和問題や差別のことを口に出さないでそっとしておく」と考えている人が、4人に1人以上(26.3%)います。また、「特に必要なことはない」という回答(8.4%)もありました。

そっとしておけば自然になくなるという考えは、問題を他人事ととらえているのであり、この方法では解決しません。さまざまな機会を通して差別のまちがいを学び、自ら進んで差別をなくしていくなければなりません。

同和問題の解決のためには、どのようなことが必要だと思いますか？



同和問題って、どんなふうにおこったの？

14世紀後半ごろ(中世：鎌倉・室町時代)から、芸能や庭造りなどの特定の職業に従事する人々は、その職能(神に通じる・自然をつくりかえるなど)により特別な力をもっているとして、同じ火を使わない、同じ器を使わない、居住地を別にするなどの世俗的(世間一般的心理)な差別をうけました。

その後、百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた人々は、身なりなどを制限されたり、村や町の行事に参加することを断られたりもしました。

このような地域の多くが、現在では、同和地区・被差別部落などと呼ばれるようになったと考えられています。



「けがれ」と差別

昔は、天変地異・死・出血・火事・犯罪など、通常の状態に変化をもたらすできごとにかかることを「けがれ」といいました。「けがれ」をおそれる観念は、平安時代から強まり、「けがれ」を清める力をもつ人々が必要とされていきました。しかし一方で、彼らは異質な存在として、差別をうけるようになりました。

人権獲得への道

1871(明治4)年の太政官布告(いわゆる「解放令」)によって、長い間続いてきた身分差別は、法律や制度のうえではなくなりました。しかし、明治政府による身分差別からの解放は、形式的なものにとどまり、具体的な施策は行われませんでした。

「解放令」が出されたのも、働く条件や結婚などに差別はなくならなかつたため、部落差別問題の解決をめざして、1922(大正11)年に**全国水平社**が創立されました。

すいへいしゃ 水平社宣言

全国に散在するわが部落の人々よ、団結せよ!

……人の世の冷たさがどんなに冷たいか、人をいたわることがなんであるかを
よく知っているわれわれは、心から人生の熱と光を願求礼讃するものである。

水平社はかくして生まれた。**人の世に熱あれ、人間に光あれ!**

(抜粋・現代語訳)

この水平社宣言は、日本で最初の人権宣言と言われ、私たちが、自由と平等を勝ち取ってきた歴史のなかで、大切にされているものです。この誇りをいつまでも受け継ぎ、守っていくことが重要です。

1965(昭和40)年8月に総理府の同和対策審議会が「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策」について、内閣総理大臣に答申を行いました。

同和対策審議会答申(抜粋)

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の経過において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

差別は、今もあるの?



今も差別はあります。

結婚や就職は、誰もが夢と希望に満ちて、輝くときです。

ところが、結婚相手や就職希望者の居住地・出身地が同和地区であるかどうかを調べることによって、幸せな結婚生活を夢みている二人が引き裂かれたり、希望に胸をふくらませている若者が就職の機会を奪われたりするとしたら……

それは、人権侵害であり、絶対に許されることではありません。

同和問題の解決に向けて

国では

同和問題への取組は、戦後、次第に本格的に行われるようになりました。1965(昭和40)年に、そのものの同和対策の基礎となる「同和対策審議会答申」が出され、「特別措置法」が施行され、33年間にわたり、住居環境の整備や教育などについて、改善が図られました。

学校では

「同和問題」と「部落問題」

部落差別に関する社会問題を「同和問題」と表現していますが、学校の授業などでは「同和問題」を「部落問題」と同意語として扱い、部落差別の解消に向けて、学習しています。



県では

「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」

この条例は、1996(平成8)年に施行され、同和地区に住んでいることや住んでいたことを理由としてなされる結婚や就職に際しての部落差別事象の発生の防止について定めています。自治体や県民、事業者は、差別につながる調査を自ら行ったり、業者などに依頼したり、依頼を受けたりしてはいけません。

人の値うち

江口
えぐち
いと

何時かもんぺをはいて バスに乗つたら
隣座席の人は おばはんと呼んだ

戦時中よくはいた この活動的なものを

どうやらこの人は年寄りの 着物と思っているらしい

よそ行きの着物に羽織を着て 汽車に乗つたら

人は私を奥さんと呼んだ

どうやら人の値うちは 着物で決まるらしい
講演がある

何々大学の先生だと言えば 内容が悪くとも
人びとは耳をすませて聴き よかつたと言う

どうやら人の値うちは 肩書きで決まるらしい

名もない人の講演には

人びとはそわそわとして帰りを急ぐ

どうやら人の値うちは 学歴で決まるらしい

立派な家の娘さんが 部落にお嫁に来る

でも生まれた子どもはやっぱり 部落だと言われる

どうやら人の値うちは

生まれたところによつて決まるらしい

人びとはいつの日

このあやまちに気づくであろうか

差別をなくすために、何が必要なの？

部落差別は、「そっとしておけば自然になくなる」とか、また、「子どもは何も知らないのだから、教えるとかえて差別の存在を知らせ、これを広める結果になる」という声を聞いたり、そう思ったりしたことはありませんか？

日本国憲法が施行されて約70年が過ぎ、「差別はいけない」ということは分かっていても、まだ、差別はなくなっています。

それは、多くの人たちが「自分とは無関係の問題だ」「自然にそのうちなくなる」と考え、同和問題と正しく向き合うことを避けてきたからではないでしょうか？

未来の子どもたち、私たちすべての人間が幸せになるために、この問題を「自分の問題としてとらえ」、それを解決する努力をしていきましょう。



差別のない
社会を
めざして



地域での人権教育研修会

登録型本人通知制度に 登録しよう！

事前に登録した人に、戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したとき、その事実を通知する制度です。差別につながる身元調査や高齢者世帯への詐欺、ストーカー行為などの不正取得による個人の権利侵害を防止し、不正請求を抑止する効果も期待できます。

えせ同和行為を 排除しよう！

「この問題にはかかわ
りたくない」という意識
を悪用して、不当な要求
をする「えせ同和行為」
も起きており、同和問題
の解決を妨げています。

私たち

私にできることは何か？自分の問題として考え、差別のない社会の実現に向けて努力できる人間になることをめざしましょう。

同和問題の解決は、全ての人々の課題です。これから明るい未来のために、今からできることを考えてみてください。明るい差別のない社会が訪れるでしょう。

私の「人権宣言」

私は、自分の _____ が好きです。

人（相手）に対して、 _____ します。

子ども

今、子どもたちは

現在、児童虐待やいじめ、体罰などが社会問題になっています。どれもが子どもの命や将来にかかる重大な人権侵害です。

人権に関する市民意識調査結果報告書(2012(平成24)年8月調査高松市)では、子どもに関することで、人権上、特に問題があると思われることについて「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの児童虐待」と考えている人が、4人に3人以上(78.3%)います。

また、「子どもによる暴力やなかまはずれ、無視などのいじめ」の回答(60.7%)や、「大人が子どもの意見を聞かず、自分の意見を子どもに強制すること」の回答(30.7%)もありました。

子どもたち一人ひとりが大切にされる社会へ

児童虐待



「虐待」を「しつけ」だと
思っていませんか？



子どもの話を 聞いていますか？



子どもに大人の意見を
押しつけていませんか？

いじめ



いじめは重大な
人権侵害です

児童虐待

小さい子どもにとって多くの場合、いちばん身近な大人は保護者です。もし、保護者が虐待や不適切な養育をしていたとしても、子どもがそれを虐待だと認識し、子ども自身の力で避けることは難しいことです。だから、周囲の人が小さなサインに気づいて対処しましょう。**すべての子どもは、幸せに成長する権利があります。**

これらは、すべて虐待です

- ・目の前で家族に暴力をふるう
- ・食事をさせない
- ・家に閉じ込める
- ・ひどく不潔な状態にする
- ・きょうだい間で差別扱いする
- ・病気なのに病院に連れて行かない など



周囲の人の気づきが
子どもを虐待から守ります。
虐待かもと思ったら、

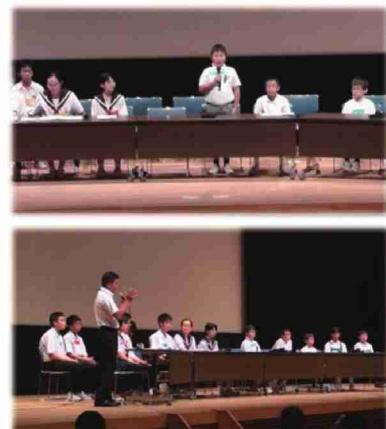
(いちはやく)
TEL189へ

いじめ

いじめの背景はさまざまです。勝ち負けだけで物事を判断する大人社会や学歴偏重主義、学校や家庭におけるストレス、さまざまな人間関係など多くの要因があげられます。

また、「いじめられる側にも問題がある」という声がいまだに聞かれますが、**いじめを正当化する理由など存在しません。**どんな理由があろうと、いじめを受けていい子なんて一人もいないということです。

さらには、いじめを見てみぬふりをした子どもやいじめた側の子どもも、その後の成長のなかで自らが行ったことを振り返り、精神的に苦しむことになるかもしれません。**いじめは、被害者だけでなく、傍観者も加害者も不幸にします。**



いじめゼロ子どもサミット
2015

人をだいじに

小学校2年生 人権作文

学校のかえり道、ぼくは小さいころからなかよしだった友だちに、後ろからけられてにげられたり、「ばか」や「あほ」と言われてなかまはずれにされたりするようになりました。どうしてぼくだけにするのかな、ぼくのことがきらいになったのかなと思いました。

「やめて。」

と言ってもやめてくれなくて、つらく、かなしい気持ちになりました。ぼくは、もういっしょにあそびたくなくなりました。

家にかえってなくのをがまんしているぼくを見て、お母さんがしんぱいしました。なんか、かっこうわるい気がして、お母さんに、なにも話していました。

「どうしたの、いやなことがあったの。」

と言われて、ぼくは、今までのことをぜんぶ話しました。思い出してなみだがポロポロと出たけど、聞いてもらってすっきりしました。それから、お母さんが先生に話し、学校でぼくと友だちが話しあいをしました。友だちは、なみだをながしてあやまってくれました。もういやなことはしないとやくそくしてくれました。あく手をしてなかなかおりをしました。

それから友だちとは、たのしくあそべるようになりました。たんじょう日かいにも来てくれて、ほかの友だちとけんかしたときは、ぼくをかばってくれました。前よりもなかよくなった気がします。話をしてよかったです。

ぼくは、正しいことばで話せる人になりたいと思っています。

あったかいことばもいっぱいいつかえるようになりたいです。

友だちをきずつけたり、かなしませたりしないで、だいじにしたいです。

毎日、なかよく学校に行きたいです。

お母さんは、小学生のときの友だちと今でもたのしそうに話をしたり、あそんだりします。ぼくも、大人になっても友だちとずっとなかよとしていて、いっしょにキャンプやドライブに行きたいと思っています。

出典：高松市教育委員会「じんけん」 2012年度人権作品集

大人は、日ごろから子どもの話をよく聞き、学校や家庭、そして地域社会と連携して解決のための手助けをするとともに、いじめをなくすために、いじめの問題点と人権の大切さをしっかりと伝えていくことが必要です。

子どもの話を聞いていますか？

日本の将来を担う、私たちの大切な宝である子ども。私たち大人は、子どもの健やかな成長を願って、しっかりと子どもの話を聞き、**子どもが「何を言おうとしているのか」の意味を知ろうとすることが大切です。**この詩は、子どもに接するときの大人の姿勢を示しています。

「子どもの話に耳を傾けよう」

きょう、少し

あなたの子どもが言おうとしていることに耳を傾けよう。

きょう、聞いてあげよう、あなたがどんなに忙しくても。

さもないと、いつか子どもはあなたの話を聞こうとしなくなる。

子どもの悩みや要求を聞いてあげよう。

どんなに些細な勝利の話も、どんなにささやかな行ないもほめてあげよう。

おしゃべりを我慢して聞き、いっしょに大笑いしてあげよう。

子どもに何があったのか、何を求めているのかを見つけてあげよう。

そして、言ってあげよう、愛していると。毎晩毎晩。

叱ったあとは必ず抱きしめてやり、

「大丈夫だ」と言ってやろう。

子どもの悪い点ばかりをあげつらっていると、

そうなってほしくないような人間になってしまう。

だが、同じ家族の一員なのが誇らしいと言ってやれば、

子どもは自分を成功者だと思って育つ。

きょう、少し

子どもが言おうとしていることに耳を傾けよう。

きょう、聞いてあげよう、あなたがどんなに忙しくても。

そうすれば、子どももあなたの話を聞きに戻ってくるだろう。

出典：自分を最高に活かす(BEING THE BEST) デニス・ウェイター作 加藤 諦三訳

すべての子どもが幸せに暮らせるように

**子どもの「SOS」に気づける
子どもの気持ちが受け止められる**

大人になりましょう



ハンセン病

ハンセン病とその人権問題は、法改正や予防啓発の遅れのために、病気とその症状や後遺症に対して誤った知識や偏見と無関心がまねいた結果です。

病気に対する正しい知識と理解がこの問題を解決するために重要です。



ハンセン病は

- 非常に**感染力の弱いらい菌**という細菌による伝染病です。**遺伝性の疾患ではありません**。
- 感染しても発病することは極めてまれで、万一発病しても、**早期治療により後遺症を残さず通院で完治することができます**。
- かつてハンセン病と診断された方々は、法律によって、生涯、療養所から出ることができず、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができませんでした。また、結婚しても子どもを生むことが許されない施設が大部分でした。
- 誤った知識や後遺症のために、差別や偏見に苦しんでいる回復者や関係者がいます。

知っておきたいハンセン病関連の歴史

～近世	らい
1873(明治6)年	さまざまな文献に「癩」等の表記。外観の特徴等から差別の対象となる。
1907(明治40)年	ノルウェーのハンセン医師が らい菌 を発見。 慢性感染症 であることが判明。
1929(昭和4)年	「 癩予防ニ関スル件 」制定。放浪癩の収容(隔離)が始まる。
1931(昭和6)年	「 無癩県運動 」が全国的に進められる。
1943(昭和18)年	米国で 特効薬プロミン の有効性公表。
1948(昭和23)年	「 優生保護法 」制定。条文で患者の「 断種 」と「 墮胎 」を強制。
1952(昭和27)年	WHO(世界保健機関)が 隔離政策の見直しを提言 。
1953(昭和28)年	「 らい予防法 」(新法)制定される。以降43年間の 隔離政策を継続 。
1960(昭和35)年	WHO(世界保健機関)がハンセン病患者の 差別法撤廃と外来治療を提唱 。
1996(平成8)年	「 らい予防法の廃止に関する法律 」制定。 隔離政策に終止符 。(※) 病名をハンセン病と改称。
2001(平成13)年	熊本地裁、「らい予防法」 違憲判決 。国家賠償請求訴訟で原告勝訴。
2002(平成14)年	厚生労働大臣名で新聞50紙に謝罪広告掲載。
2009(平成21)年	「 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 」施行。

※ 1996(平成8)年、「らい予防法」を廃止し、優生保護法のらい条項を削除することなどを定めた「らい予防法の廃止に関する法律」が制定された。

この廃止法の評決に際し、衆参両院厚生委員会のなかで「…法の見直しが遅れ、放置されてきた等により、長年にわたりハンセン病患者・家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの痛みと苦しみを与えてきたことについて、深く遺憾の意を表する。」との付帯決議がなされた。

高松市民として知っておこう!

- ・庵治港の北西約 2.5km にある大島。約 9 割が国有地です。
- ・現在、国立ハンセン病療養所で唯一の離島施設です。

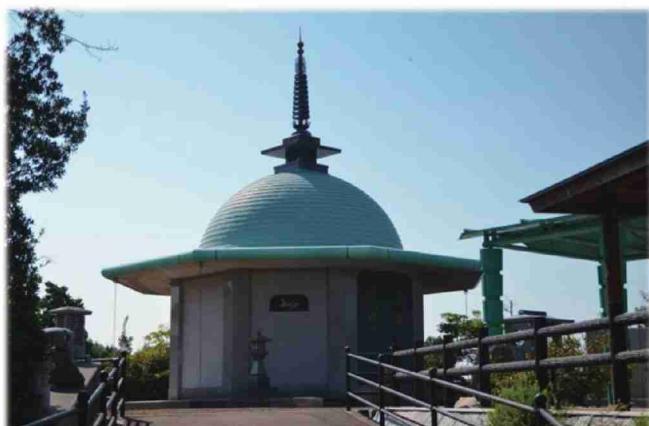
せいしょうえん 国立療養所大島青松園について



「まつかぜ」: 大島港と高松港を結ぶ官有船で、施設見学等の利用者が乗船できます。庵治港からは職員等の通勤専用船が別に運行中です。



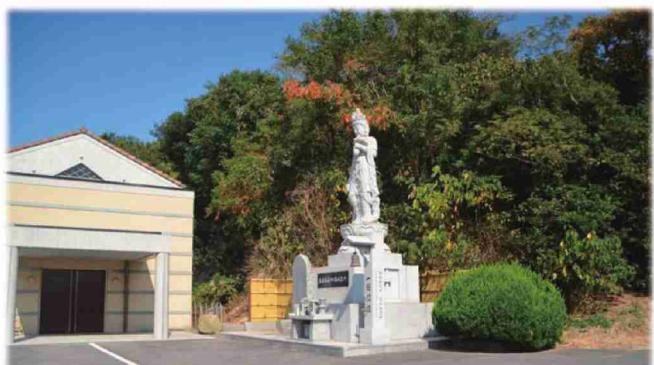
正面玄関と墓標の松: 源平の戦いに敗れた平家方の墓に植えられた松が、約800年の歳月を経て「墓標の松」として来園者を迎えます。



納骨堂: 一般的の病院と違いハンセン病療養所特有のもので、1909(明治42)年の開園以来、2,000名以上の入所者が亡くなられてこの場所に埋葬されている。



国土地理院の電子地形図の大島を赤色にして掲載



火葬場と観音像: 全ての宗教に対応した火葬場である。脇に観音像も設置されている。



風の舞: 大島青松園を特徴付けるモニュメント。1992(平成4)年、約1,000人のボランティアの協力で作られた。納骨後の遺骨が埋葬され、「せめて死後の魂は風に乗って島を離れ、自由に解き放たれますように」という願いが込められ、海に向かって据えられている。

リーフレットには、塔和子さんの詩「胸の泉に」（全文）を掲載していますが、ここでは著作権の関係で表示していません。

ハンセン病の歴史や人権問題の学習を通して

- その他の感染症（エイズなど）についても考えるきっかけとしましょう。
- 偏見・風評・思い込みが差別につながります。
- 正しく知ること、まちがいを正す勇気をもつことの大切さを学習しましょう。
- 国立療養所大島青松園を人権学習の拠点として、大島の今後と共に考えましょう。

◇全国の国立ハンセン病療養所 施設名と入所者数

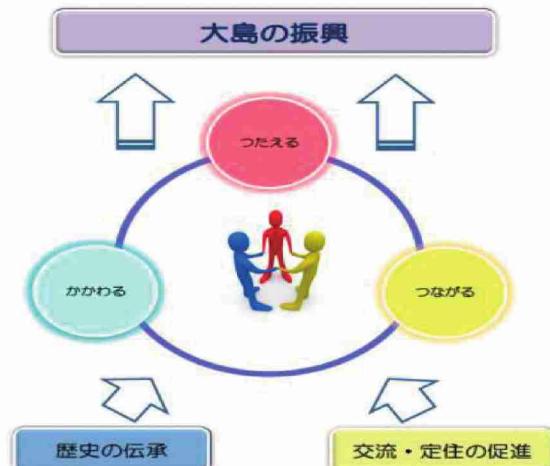
施設名	入所者数
松丘保養園	93
東北新生園	80
栗生楽泉園	89
多磨全生園	206
駿河療養所	64
長島愛生園	218
邑久光明園	126

施設名	入所者数
大島青松園	68
菊池恵楓園	282
星塚敬愛園	159
奄美和光園	34
沖縄愛樂園	182
宮古南静園	70

2015(平成27)年8月末現在

◇大島振興方策

高松市は、「歴史の伝承」と「交流・定住の促進」の2つの方向性を示しています。



「2014年11月 大島振興方策」より

おもな相談窓口



ひとりで悩んでいませんか？ 周りに困っている人はいませんか？
心配なことや悩んでいることがあれば、相談してみてください。

人権全般

高松法務局人権擁護部(法務省)

TEL (087)815-5311

香川県人権・同和政策課

TEL (087)832-3205

高松市人権啓発課

TEL (087)839-2292

同和問題

香川県人権・同和政策課

TEL (087)832-3205

高松市人権啓発課

TEL (087)839-2292

子ども

児童相談所全国共通ダイヤル(厚生労働省)

TEL 189

子どもの人権110番(法務省)

TEL 0120-007-110

24時間子どもSOSダイヤル(文部科学省)

TEL 0120-0-78310

香川県子ども女性相談センター

TEL (087)862-4152

24時間いじめ電話相談(香川県教育センター)

TEL (087)813-1620

いじめ相談電話(高松市教育委員会)

TEL (087)821-0099

子どもスマイルテレホン(高松市少年育成センター)

TEL (087)839-2525

ハンセン病

香川県薬務感染症対策課

TEL (087)832-3305

高松市人権啓発課

TEL (087)839-2292

国立療養所大島青松園

TEL (087)871-3131



高松市人権尊重
シンボルマーク

高松市教育委員会 人権教育課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL (087)839-2640 FAX (087)839-2624

2016(平成28)年3月